

呼吸器合同北陸地方会会則

1. 本会の名称を呼吸器合同北陸地方会と称す。
2. 本会の所在地を 富山県富山市杉谷 2630 富山大学附属病院 腫瘍内科・緩和ケア内科 に置くに置く。
3. 本会則は日本結核・非結核性抗酸菌症学会・日本呼吸器学会・日本呼吸器内視鏡学会・日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会・呼吸器合同北陸地方会（以下本会と略す）の運営に関する規則である。
4. 本会は結核、胸部疾患、気管支疾患、サルコイドーシスおよびその他の肉芽腫性疾患に関する基礎ならびに臨床研究の発表、講演を行うことを目的とする。
5. 本会の会員は北陸地区（新潟県、富山県、石川県、福井県）に在住する日本結核・非結核性抗酸菌症学会・日本呼吸器学会・日本呼吸器内視鏡学会・日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会会員、あるいは、本会の会員を希望し総会で認められたものとする。
会員は正会員、準会員、功労会員からなる。会員は以下の資格を必要とする。
 - (1) 正会員は日本結核・非結核性抗酸菌症学会・日本呼吸器学会・日本呼吸器内視鏡学会・日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会のいずれかの北陸支部会員とする。
 - (2) 上記 4 学会に所属していないが、本会への入会を希望し総会で認められたものは準会員とする。
 - (3) 満 65 歳時に、過去 5 年以上評議員として地方会に貢献した者は功労会員とする。また満 65 歳に、これに準ずる貢献を総会で認められた正会員も功労会員とする。功労会員は評議員会に出席することができる。
6. 本会の目的達成のため、次の役員をおく。
 - (1) 事務局長 1 名
 - (2) 集会長 1 名
 - (3) 評議員 若干名
 - (4) 運営協議会委員 若干名
7. 集会長は評議員会で選任する。
 - (1) 集会長は本会集会を開催し、運営協議会、評議員会および総会の議長となる。
 - (2) 集会長の任期は次期集会までとする。
8. 評議員は、日本結核・非結核性抗酸菌症学会の代議員、日本呼吸器学会の代議員、日本呼吸器内視鏡学会の評議員、あるいは日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会の評議員、いずれかに選任されている本会正会員とする。
評議員会は次の事項を審議する。
 - (1) 日本結核・非結核性抗酸菌症学会・日本呼吸器学会・日本呼吸器内視鏡学会・日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会より諮問ないし委託された事項。
 - (2) 運営協議会で審議された本会運営に関する主要事項。
 - (3) その他必要な事項。
9. 運営協議会委員は日本結核・非結核性抗酸菌症学会北陸支部支部長、日本呼吸器学会北陸支部支部長、支部長代行、北陸支部選出理事、幹事、監事、日本呼吸器内視鏡学会北陸支部支部長、日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会北陸支部支部長、本会事務局長、本会県推薦委員 4 名

(各県 1 名)，現集会長，前集会長，次期集会長とし，運営協議会は次の事項を審議する。

(1) 本会運営に関する主要事項。

(2) その他必要な事項。

運営協議会の開催にあたって，集会長は若干名の評議員の参加を求めることができる。運営協議会は、評議員会と合同でも開催することができる。

10. 事務局長は本会正会員の中から評議員会で選任する。

(1) 事務局長は本会の代表者として事務運営を行う

(2) 事務局長のもとに事務局をおく

(3) 事務局長の任期は 2 年とし、重任はしない（2 年後以降の再任は可）

11. 総会は次の事項を審議する。

(1) 評議員会で審議された本会運営に関する主要事項。

(2) 本会の予算および決算会計報告（会計年度最初の総会）。

(3) その他必要な事項。

12. 本会は年 2 回以上の集会を開催する。

(1) 会員は本会集会の開催通知を受ける。

(2) 非会員が集会に参加する場合参加費を支払う。

(3) 開催地によっては、集会開催の際に、会場費を徴収することができる。

13. 本会の運営に必要な費用は次のものをあてる。

(1) 日本結核・非結核性抗酸菌症学会，日本呼吸器学会および日本呼吸器内視鏡学会からの補助金。

(2) 寄付金およびその他の収入。

15. 本会の会計年度は毎年 4 月より翌年 3 月までとする。

16. 本会則の変更は本会評議員会の議決，ならびに総会の承認によって行う。

17. 本会の設立年月日は、平成元年 1 1 月 5 日とする。

附則 本会則は本会総会の承認を得て平成元年 1 1 月 5 日より施行する。

附則 本会則は平成 3 年 5 月 1 1 日より施行する。

附則 本会則は平成 4 年 1 1 月 1 5 日より施行する。

附則 本会則は平成 5 年 5 月 2 9 日より施行する。

附則 本会則は平成 6 年 1 1 月 2 7 日より施行する。

附則 本会則は平成 8 年 1 1 月 1 7 日より施行する。

附則 本会則は平成 9 年 6 月 1 日より施行する。

附則 本会則は平成 9 年 1 1 月 1 6 日より施行する。

附則 本会則は平成 1 0 年 1 1 月 2 2 日より施行する。

附則 本会則は平成 1 1 年 5 月 2 1 日より施行する。

附則 本会則は平成 1 3 年 1 1 月 1 8 日より施行する。

附則 本会則は平成 1 5 年 1 1 月 1 6 日より施行する。

附則 本会則は平成 1 6 年 5 月 1 6 日より施行する。

附則 本会則は平成 1 6 年 1 1 月 1 4 日より施行する。

附則 本会則は平成 1 8 年 5 月 1 4 日より施行する。

附則 本会則は平成 1 8 年 1 1 月 2 6 日より施行する。

附則 本会則は平成 2 1 年 5 月 2 4 日より施行する。

附則 本会則は平成２２年５月３０日より施行する。
附則 本会則は平成２３年１１月２７日より施行する。
附則 本会則は平成２６年６月１日より施行する。
附則 本会則は平成２６年１１月９日より施行する。
附則 本会則は平成２７年５月３１日より施行する。
附則 本会則は平成２８年５月２２日より施行する。
附則 本会則は平成２８年１１月６日より施行する。
附則 本会則は平成２９年１１月１２日より施行する。
附則 本会則は平成３０年６月１０日より施行する。
附則 本会則は令和元年５月２６日より施行する。
附則 本会則は令和２年１０月２５日より施行する。
附則 本会則は令和３年５月３０日より施行する。
附則 本会則は令和３年１０月３１日より施行する。
附則 本会則は令和４年５月２９日より施行する。
附則 本会則は令和４年１０月３０日より施行する。
附則 本会則は令和６年５月２６日より施行する。
附則 本会則は令和８年５月２４日より施行する。